

貸渡約款

①有効期限

貸出有効期限は返却日の午後7時迄とします。

②利用手続

利用申込書に必要事項を記入の上、**ご自身を証明できるもの（運転免許証等）**を提示してください。

満21歳未満の方もしくは**未成年者**は貸し出し不可です。

③利用内容

- (1)貸出・返却ともに営業時間内に行ってください。貸出有効期限を残し返却されましても、差額はお返しできません。
- (2)貸出期間が2日間以上の場合はお客様自身が、日常の始業点検を必ず実施して下さい。
- (3)お客様に別紙車輛状態図にて、現在のキズの状態並びに電装機器の正常作動・車輛の正常作動を確認させていただきます。

④利用料金

別途定めたとおりとします。**レンタル料金は前払い制**です。

⑤バイクの返却

- (1)ガソリンは満タンでお貸しいたしますので**満タン**にてお返し下さい。
- (2)返却日を過ぎる場合は**事前に当店へご連絡**をお願いします。別途料金表に基づく延長金額を頂きます。但し、**利用限度は初契約返却日から7日以内**です。
- (3)返却日が過ぎた場合、**延長料金＝超過日（1日単位）×超過料金**の違約料が必要です。
- (4)連絡無く返却日が過ぎた場合、**違約金＝超過日（1日単位）×超過料金×1.5**の違約料が必要です。悪質な場合は、所轄の警察署に被害届けを出すか、あるいは法的な処置をとる場合があります。

⑥バイクの故障・事故・盗難・紛失

- (1)転倒及び事故で破損した場合は、当社見積による部品代及び工賃をご請求させていただきます。利用者自身で修理をされましても当店ではその代金を負担しかねますのでご了承ください。但し、相手が有る事故の場合は警察へ届け出を行い過失割合による保険請求は本人様が相手方に対して請求をしていただきます。借受人の過失に対しては任意保険が相手に支払われますが免責分の10万円は自己負担していただきます。
- (2)バイクの故障によって発生した損害につきましては、当店では一切責任を負いません。
- (3)貸出中のバイクが盗難に遭ったり紛失した場合は、被害車輛を全額弁償していただきます。
- (4)交通事故が発生した場合及び盗難に遭われた場合は、直ちに管轄の警察又は派出所に届け出をして下さい。同時に当店にも連絡して下さい。
- (5)レンタルグッズのご利用の際、損傷等を被った場合、規定の弁済を要求いたします。詳しくはご返却の際にご確認下さい。例 全損＝定価の50%

⑦バイクの保険・道路交通法違反について

- (1)レンタルバイクの保険（250cc以上）は自賠責保険及び自動車保険分担金（対人：8,000万円 対物：200万円 免責：10万円 搭乗者：200万円）となっています。原付車は、（対人：無制限）となります。補償金額を超える損害については、借受人負担とします。車輛保険は加入しておりません。
- (2)借受人が駐車違反を行った場合、借受人が自ら反則金を納付し、駐車違反に伴うレッカー移動等に係る諸費用全てを負担していただきます。尚、警察から駐車違反に関する連絡があった場合において、借受人が違反を処理していない場合には違反を処理するまでの間車輛の返還を拒否し、例外なく超過料金を頂きます。

⑧禁止事項

- (1)飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為(2)危険、不適切な場所での利用(3)バイクの改造(4)バイクの異常を認めた場合、運転を継続する行為

⑨解約

借受人が利用規約に違反した場合は有効期間中であってもこれを解約することができます。この場合、利用料金の払い戻しは一切いたしません。また、その違反により当店もしくは第三者が被害を被った場合は、借受人はその損害を賠償しなければなりません。

⑩レンタルバイク予約キャンセルについて

- (1)貸出後は当店都合によるレンタル中止の場合を除き、一切の解約料の払い戻しは致しません。
尚、当店都合による中途解約の場合は解約料＝（貸渡期間に対する基本料金）－（貸渡から返納までの期間に対応する基本料）が解約返納金です。
- (2)キャンセルされる場合は、規定のレンタル料をいただきます。当日のキャンセルは、ご返金できませんのでご了承下さい。

レンタルバイクの予約をキャンセルされる場合、予約金の返金は以下の規定にて行います

予約日の前日までのキャンセルは無料 当日キャンセルは基本料金の貸し出し金額の50%

⑪その他の注意事項

- (1)この貸渡約款と貸渡契約書は運行中必ず携帯し、警察官並びに地方運輸局若しくは陸運支局の職員の請求が有った時は、呈示して下さい。
- (2)クレジットカードをご提示頂きます。やむを得ない場合を除き、レンタル車両に損害を与えたり、未返却等で当社の弁済要求に応じられない場合はご提示されたクレジットカードにて決済させていただきます。（保証金の預かりがある場合は、修理費用の一部とさせていただきます。）
- (3)保証金はレンタル終了時に返金いたします。（修理等の弁済要求がある場合はこの限りではありません。）
- (4)バイクの借受けに付随して、貸し渡し人から運転者の労務供給（紹介、斡旋を含む）を受けることが出来ません。

以上

貸渡者 レンタルバイク二輪館

兵庫県尼崎市若王寺2丁目3-23 TEL: 06-6493-3000 FAX: 06-6493-0936